

質 疑 ・ 回 答 書

令和5年11月21日

発注番号	05BA-5	件 名	土木工事積算システム賃貸借（市長部局・上下水道局）（合併）
No.	質 疑 事 項		回 答
1	賃貸借終了後に撤去とありますが、解体集約済機器を引き取る事でお間違いないでしょうか。もしくは、ビーイングさん等に解体費を見積り依頼すべきでしょうか。		賃貸借終了後、解体集約済機器をお引き取りいただきます。
2	債務負担行為契約でよろしいでしょうか。		そのとおりです。
3	納期に関して、受注者の責によらない事象（半導体不足や、戦争、感染症の影響など）で納期が遅れてしまう場合、指名停止や損害賠償の請求なく契約期間変更の協議に応じていただけますでしょうか。		納入期限までに賃貸借物件を納入できない理由が受注者の責めによらない場合は、別途協議するものとします。ただし、落札後に判明した場合に限ります。この場合、指名停止、遅延損害金等の責めは負わないものとします。
4	実施要領のその他に、「本案件の契約書は、市長部局及び上下水道局分の2契約とする。（ただし、請求書は、受注者の内訳書提出による各所管課への個別請求とする。）」とあります。入札金額は2契約分の期間総額（税抜）の認識でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
5	実施要領のその他に、「本案件の契約書は、市長部局及び上下水道局分の2契約とする。（ただし、請求書は、受注者の内訳書提出による各所管課への個別請求とする。）」とあります。請求書の提出方法は落札後に別途協議させていただきますでしょうか。		別途協議させていただきます。
6	仕様書 1. 特記事項 (6) に関して、賃貸借期間満後は、貴市にてデータ消去後、受注者が機器を引き取る認識でよろしいでしょうか。		そのとおりです。
7	契約締結は市長部局と上下水道局で分けて契約となりますでしょうか。別れる場合、どちらかの一方側の事情で解約となった場合、両部局ともに解約となりますでしょうか。また、機器を共同利用する場合、どちらかの部局の故意または過失に起因し機器が使用できなくなった場合、連帯債務と考えてよろしいでしょうか。		実施要領に記載のとおり、市長部局及び上下水道局分の2契約となります。両部局ともに解約とはなりません。また、連帯債務と考えておりません。
8	請求は使用部署毎に分かれますでしょうか。		そのとおりです。

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

枚方市 財務部 契約課

TEL：072-841-1345（ダイヤルイン）、FAX：072-841-2015